

第 100 号

2026年5月22日

とよ さとし 議会



contents

撮影場所：豊栄のさと

令和 8 年度一般会計予算	2	主な事業予算	11~12
注 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	2~3	委員会レポート	13~18
目 修正案を提出！！	3~5	私はこちら判断（議案審議）	19~20
私自身の信念に基づいて、議員改革を訴えて提案します。	6~7	ここが聞きたい（6名の議員が質問）	21~27
（豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案）		町長メッセージ、6月議会の予定、	
過去に目を閉ざす者は、現在に対しても盲目になる	8~10	書記紹介、編集後記	28
（「治安維持犠牲者国家賠償」（仮称）の制定を求める請願・意見書）			

54億2千100万円可決

令和8年3月定例会を3月5日から23日までの会期で開催しました。

町長から提案された案件は28件（報告1件、同意1件、条例制定1件、条例改正11件、条例廃止1件、補正予算6件、当初予算6件、その他1件）、議員発議による案件が1件（条例改正）、請願（1件）があり、その中から条例改正・補正予算・当初予算など17件を各常任委員会に付託しました。

一般質問は3月9日に議員6名が行いました。3月定例会は最終日、委員会に付託していた議案17件（内1件は修正案あり）、に加え、追加提案された議案（2件）、意見書（1件）を採決し、閉会しました。

議案

議案第10号 豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

提案説明

令和8年度から新たに導入される子ども・子育て支援納付金に関する新設と令和9年度に県内保険料水準の統一に向け、被保険者の急激な負担増を回避するため、段階的に税率を改正するもの。（委員会：総務産業建設常任委員会付託）

委員会での採決

採決結果		議員名					
		長谷川	井上	本田	中島	前田	西澤
議第10号	豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	○	○	☒	○	—	○

（○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。）

賛成多数で可決 委員長報告 可決

本会議での討論

反対 本田 清春 議員



第1に、少子化対策や子育て支援は、国が責任を持って安定した財源を確保し、全額国費で賄うべき最重要課題です。それを、医療保険を目的とする国民健康保険に上乗せし、事実上の子育て増税として加入者に負担を求めることは、国の公的責任の放棄にほかなりません。医療保険制度の趣旨を逸脱し、さらなる負担を強いる手法は断じて認められません。

第2に、県が2027年度の完全統一化をめざす中、本改正は、町が独自に行ってきた保険料軽減措置を廃止し、住民に負担を押しつけるものです。今回の改正案では、後期高齢者分を除く全ての区分で値上げが提案されています。そもそも、国保は加入者の4割が年金生活者などの無職層、3割が非正規労働者であり、所得の低い層が集中している保険制度です。現状でも高すぎる保険料は、既に加算者の負担能力の限界を超えています。物価高騰が続く苦しい生活の中で、追い打ちをかけるような負担増を強いることは、町民の健康と命を守るべき国民健康保険制度の理念を自ら否定する暴挙です。

本会議での採決

採決結果		議員名											
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
議第10号	豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	☒	○	-	○	○	○	×	○	×

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

修正案を提出!!

(委員会：予算決算常任委員会)

議案第25号令和8年度豊郷町一般会計予算に対する修正動議

提案説明 鈴木 勉市 議員



修正案は、町民の生活を支援する視点から町長提案の当初予算を組み替え、歳出、総務管理費11億6,408万1千円を11億6,208万1千円に200万円の減額。社会福祉総務費10億9,412万2千円を10億9,752万2千円に340万の増額。この内訳は、冷暖房費助成並びに補聴器助成を拡充です。児童福祉費は、7億3,937万8千円に80万円の増額。出産祝い金の増額です。保健衛生費は、1億8,969万9千円を1億8,999万9千円に30万円の増額。これは高齢者の人間ドックの新規事業としての設計です。教育総務費は、3億195万4千円を3億245万4千円に50万円を上積み。これは入学祝い金の増額です。予備費は、500万円を200万円に減額です。

委員会での採決

採決結果		議員名											
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
修正案	鈴木勉市議員ほか1名から提出された修正案	○	×	○	○	欠	○	-	○	×	○	×	○

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成多数で可決 委員長報告 可決

本会議での討論

賛成 西澤 博一 議員 (町長提出予算案)



町は、福祉の推進・保健衛生・農業振興・商工観光の推進・道路整備・公営住宅・災害対策・教育予算など、様々な予算を計上しています。

修正案は、町が将来への財源確保を行うための財政調整基金の積立てや非常事態などに備えた財源を減額するもので、理解に苦みます。

町は、国・県の交付金を活用し、財源確保に動くなど、安定した行財政運営に努めることを強く求めて賛成討論とします。

反対 今村 恵美子 議員 (町長提出予算案)



豊郷町の財政運営は、大きな転換点に立っていると考えます。これまでの土木型投資的経費型財政から環境・福祉・教育文化型財政への見直しが必要だと考えます。不要不急の公共工事をなくし、既存インフラの維持管理や少子高齢化の中、環境・福祉・教育などへの町民の需要が高まってきています。

豊郷町は、財政健全化比率も県下市町の中で安定し、負の遺産が少ない自治体です。投資型経費や物件費の見直し、また、庁舎経費などでは町長公用車購入750万円の見直しなどで持続可能な自治体運営が求められていると考えます。

反対 河合 勇 議員 (修正案)



修正案のポイントは、町長が提案した予算の趣旨を損なうような増額修正であるかどうかであります。

地方自治法第97条第2項では、「普通地方公共団体の長の予算の提出の権限を侵すことができない。」と規定しています。これは議会が予算を修正、増額、減額できることを認めつつ、町長の予算提出権を侵してはならないということです。このことから予算の編成、提出権は町長にあるため、議会がその根幹を覆すような新たな事業を勝手に追加することは、町長の権限を侵害したとみなされ、制限されます。いわゆる町長と議会の役割です。非常に重大な問題があると私は考えています。

【問題点1】 事業を行う担当課の職員が誰も知らなかった。

議会側が修正案を出す際、「町長と議会の間で調整がつかず、可能。」なことでもあります。

町長や各担当課長に対して、「この修正に異議はないか。」と意見を聞くのが道理になかった手続であります。予算の趣旨の意見聴取を怠ること、忘れていたでは済まされないことでもあります。

予算編成は、限りある財源をもとに、効率的で有効な事業を最大限発揮するために準備し、苦渋の選択と決断により成り立ったもので、なくなく次の機会へと持ち越した事業も多々あるということです。

こうした令和8年度予算を、いとも簡単に修正する。このようなことは議員としてやってはいけない。やるべきではないと私は思います。

【問題点2】 予算決算常任委員会において、詳細な説明が無い。

鈴木議員の後で見てくださいというような発言はどういう意味か。すぐさま委員会の採決があることを知っていながら詳細な説明をしないのはなぜか。これでは委員会の慎重審議を果たせない。委員会付託の必要性が疑問視されます。また、どうして長谷川、井上、中島、前田、各議員は内容を知っていたのか。事業内容の説明が一切されない中、どうして賛成の判断ができたのか不思議でならない。私だけでしょうか。それは、提出者である鈴木議員を含め、賛成した今村議員、本田議員、長谷川議員、井上議員、中島議員、前田議員の7人は、事前に知っていたと私は推測することで説明がつかず。

修正案は、行政の計画した事業に新規事業を加えるもので、予算編成方針や基本的な性格を根本から変えてしまうような修正であります。

事業実施が決まっている冷暖房費補助事業に対して317万円もの枠を新たに追加していますが、既に準備が進められています。事務的にやり直すことで実施が遅くなる恐れもあります。今月、3月13日に発行された町の広報誌紙に掲載されています。8,000円が。見えていますよね、皆さんは。

次に、小中学校入学助成金支給事業の助成対象の人数は130人とありますが、教育委員会に確認したところ対象人数は138人だと言っていました。8人は助成対象でありながら助成を受けられないということになります。予算不足が生じます。

さらに、補聴器助成、出産祝い金、後期高齢者の人間ドック補助、冷暖房費助成、入学費助成は、どれもが今議会の質疑や一般質問において、行政側から安定した行政運営を進める上で困難である。今は考えていないという答弁があったばかりのものです。この修正案は、円滑な行政運営を阻害することだと思えます。

この中にも議員選出監査委員がいます。「不偏不党」、「公平無私」という四字熟語もあります。無償ではありませんよ、年額8万円の報酬が出ています。

特定の主義主張に偏らず、中立の立場で平等かつ公平に物事を進める態度を示すことが必要だと考えます。予算書にないような増額修正をどのように思っているのか。何より予算や条例などの議案を提案し、決定した政策を実行する町長や担当課職員の権限を侵し、いとも簡単に議員が修正するといった行為は、町長に対する不信任だと受け止められることです。個々の利益のためなのか、住民の人気取りかもしれませんが、このようなことがまかり通れば、議員は要りません。

ここに鈴木議員から提出された修正案があります。賛成の方は、3枚目のこの部分しっかりと分かっていましたか。3枚目の重要なことは一切説明がなかった。私は疑問に思い、担当課を回って確認に行きました。内容に誤りもあります。皆さん、どうかよく考えて、周りに左右されることなく各々が議員の責務を果たしてください。

賛成 本田 清春 議員 (修正案)



本修正案は、次世代への投資という点で、新しい命の誕生に伴う誕生祝金の増額及び小・中学校入学時の助成金をそれぞれ2万円、3万円と増額。これは、豊郷町の未来を担う子どもたちと、子育て世代への強力なメッセージとなっています。高齢者の安心と健康保持の点では、町を支えてこられた高齢者の皆さんに対し、厳しい気候から命を守る冷暖房助成金を1万円に引き上げ。また、認知症予防に直結する補聴器購入助成を6万円に拡充し、新たに後期高齢者人間ドック受診への3万円助成を新設します。これらは健康寿命を伸ばし、将来的には医療、介護費の抑制にもつながる先行投資となります。こうした助成拡充に対し、将来のため財政調整基金を取り崩すべきではないという慎重な意見もございましたが、それは承知しています。

しかし、現在、ガソリン価格の高騰、食料品をはじめとする生活必需品の値上げは留まるところを知りません。住民の家計は限界に達しています。いざというときのための蓄えは、まさに今、このような非常事態にこそ活用されるべきではないでしょうか。予算は単なる数字の羅列ではありません。そこには、誰を助け、どのような町をつくるのかという政治の意思が込められるべきです。住民の痛みに寄り添い、希望を持てる豊郷町をつくるため、本修正案が最適切であると確信します。

本会議での採決

採決結果		議員名											
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
修正案	鈴木勉市議員ほか1名から提出された修正案	○	×	×	◎	×	-	×	○	×	○	☒	○

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成少数で否決 ※否決されたことから、町長提出予算案(原案)についての採決となる。

採決結果		議員名											
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
町長提出予算案	議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算案	×	○	○	×	○	-	○	○	◎	×	○	☒

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成多数で可決

発議第1号 豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案

「私自身の信念に基づいて、議員改革を訴えて提案します。」（河合議員）
豊郷町議会議員の定数12人を10人に削減する条例案。

提案説明 河合 勇 議員



私が提案をした当初、賛同者は0という非常に残念な結果を受けました。それでも私自身の信念に基づいて、議員改革を訴え提案してきました。

令和7年12月の定例会では、西山一男議員、辻本勇議員、西澤博一議員、村岸善一議員の賛同を得ました。賛成された方々は、自身の政治的信念に基づいて判断されたのだでしょう。

私は単なる報酬や経費削減の観点から提案しているものではありません。議会の団体意思決定、政策立案能力、行政監視の各機能を最大限に発揮するのは、議会を構成する議員の使命であります。現状に甘んじていませんか。各々の議員が、多様な町民の意見を反映するための議員活動をされていますか。このことが投票率に表れているのだと私は思います。私は警笛を鳴らしているものであります。

さて、各町直近の人口をもとに仮に3町の人口それぞれを議員定数で単純に除して、議員1人当たりが町民の声を聞く人数とするならば、愛荘町で1,739.9人、多賀町で724.2人、甲良町で629.7人となります。豊郷町という587.4人となります。議員定数は、愛荘町12人、甲良町、10人、多賀町10人です。そう単純ではないことは十分わかっていますが、これはあくまでも単純に比較した話ではありません。

人口の多い順で、愛荘町、多賀町、甲良町の順となり、これは危機感を持って多様な住民の声を反映しようとした姿勢がうかがえるものではないでしょうか。既に3町は議員定数削減をされております。議員一人ひとりの意識改革を狙ってのことだと私は思っております。その結果、直近の選挙の投票率を見ますと、多賀町で66.97%、甲良町で77.11%、豊郷町で60.66%であります。定数を削減した2町の議員選挙が投票率で上回っています。当然でしょう。各々の議員が危機感を持ったことが、議員活動の活性化を助長したからではないでしょうか。これが私の言う、議員の資質の1つだということです。

昨年12月の議会、ある議員が反対討論を行いました。しかし、本町の人口規模や歴史、多様性といった異なることを理解しなければなりません。一方で、同規模ぐらいの人口規模である近隣町の選挙における投票率からも明らかのように、議員定数を削減した2町の方が、本町と比べて投票率が高く、住民の関心が高まっているということにほかなりません。

さらに言えば、全国に多く存在する何万人という人口の規模の町と7～8千人の人口規模の町と同じ町政であっても一緒にするのはベースに違いがあります。

全国では、令和5年4月までの4年間に無投票となった町村は全体の4分の1を超えており、無投票を辛うじて回避した町村を加えると、全体の約6割となります。これは現時点で無投票になっていない町村においても、近い将来に無投票、定数割れとなる可能性が低くないことを示唆し、行政機関である組織の意思決定を1人のトップが全責任を負う首長と対照的に、合議体である議会は住民の多様性を求められ、選挙を通じて年齢、性別、職業等により、偏りのない多様な議員で構成される必要があり、議会が危機感、問題意識を持つ必要があるとしています。

全国町村議会議長会は、議員報酬と関連づけた考え方や定数削減の問題について、調査結果だけで言えば議員定数を考える際、住民の多様性を反映させる観点と合議体として十分に検討、討論できる人数を確保する観点が必要であることについては、憂慮すべき要素や理想的な定数の姿を論理するには弱いとも公表されています。

すなわち議会ごとに事情が異なることから、各議会において判断すべきものであるということでもあります。

私は、ここで声を大にして言いたいことは、議員は各地域から支援された議員で構成されること
が最も望ましく、多様な人材の確保につながるのではないかと考えております。

先だつての議会だよりは、今村氏の反対討論が載っておりました。「今、豊郷町議会がやるべきことは、町民の皆さんの中にある多様な人材が議員になるための環境整備と低額な議員報酬の
引上げなど」というようなところが書かれました。

これを行うには議員定数を削減し、その分を議員報酬の引上げ財源とすれば、即可能でありま
す。

議会がさらなる発展をしていくには、「議会改革」をする前に、まずは「議員改革」をすべきで
あります。

身を切る改革として議員定数削減に賛同し、正々堂々住民の皆さんの民意と信託に応えたいら
いかがですか。そして、さらなる議員の資質の向上、町民の福祉の向上を目指す必要があるとい
うことを述べて、提案理由といたします。

反対 本田 清春 議員



私は3年前、定数3名の補欠選挙、これは無投票でしたが、その半年後
の本選挙を経て町議会議員となりました。本選挙では、定数12名に対し
13名が立候補するという激戦の中、最下位の12位で当選させていただきました。
この最下位当選という事実は、私にとって大きな意味を持っています。もし定数が1名でも少なければ、私に託された有権者の声は議会に
届かなかったということだからです。

議員となって以来、私は毎朝の小学校の登校見守りを欠かさず続け、子どもたちの安全を確保
しながら、地域の実情を肌で感じてまいりました。また、予期せず議会広報常任委員会の委員長
を引き継ぐこととなりましたが、委員の皆様と協力し、2年間にわたり、議会広報を欠かさず発
行してまいりました。

さらに、私は全ての議会で一般質問を行っています。家庭を訪問して、住民の皆様と対話し、
切実な要望を文章化して、議会に届ける。そして議員活動を本田清春町政レポートとして発行し、
活動を可視化してまいりました。読者からは、議会が身近になったという声を頂いております。
定数を減らすということは、こうした住民と議会の接点を物理的にへらすことにほかなりません。

特に私のようにぎりぎり当選した議員がつくり上げている小さな声や多様な意見が真っ先に
切り捨てられるということになります。

選挙の際、多くの議員が、住民の皆様の声や議会に届けると訴えて支持を得たはずですが。その
役割を自ら放棄し、住民の声を届ける担い手を減らそうとする定数削減には断固として反対の意
思を表明いたします。

本会議での採決

採決結果	議員名											
	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
発議第1号 豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	×	○	×	☒	○	-	○	×	○	×	○	×

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成少数で否決



請願第1号「治安維持犠牲者国家賠償」(仮称)の制定を求める請願

紹介議員

鈴木 勉市 議員



戦前、天皇政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は、1925年に制定されましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は68,274人(内、起訴者6,550人司法省調べ) 検挙・勾留された人は数十万人にのぼると推測されています。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘留所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約3,000人(国賠同盟調べ)にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・韓国・イギリスなど、主要な国々では、犠牲者への謝罪と賠償が行われています。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部は、治安維持法制定から100年になる昨年9月、滋賀県ゆかりの約140人を取りあげた「言葉残さぬ人びとを追って一治安維持法と滋賀県」を発行しました。この人たちに光をあて、名誉回復をはかるとともに、未来に「戦争と弾圧」の記憶を語り継いで行くことが大切だと考えます。なお、この冊子の中には、彦根市・犬上郡・愛知郡の関係者が30名おられます。

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、1、国は治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。3、国は、治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。を国に求めてきました。また、地方議会に対しても国に意見書を提出していただくように要請を続け、全国で400を超える地方議会で採択されています。ついては、貴議会におかれても地方自治法第99条に基づき、意見書を提出して下さるよう請願をいたします。

賛成

中島 政幸 議員



まず、申し上げたいのは、この討論は決して過去の日本を一方向的に否定するものではないということを初めに申し上げます。わが国の歴史には困難な国際情勢の中で国家を守ろうとした時代があり、同時にその過程で、思想や信条を理由として多くの国民が処罰された事実があります。それが治安維持法の下で起きた出来事です。

今日の日本は、日本国憲法の下、思想信条の自由を大切にすると世界から信頼されています。この信頼は、過去の歴史と誠実に向き合う姿勢によってこそ支えられるものであります。国家が誤りを認め、国民の名誉を回復することは国家を弱くすることではありません。むしろそれは、治安国家としての成熟と誇りを表す行為です。

「保守」とは本来、国の歴史と伝統を大切にすると立場です。歴史の光だけではなく影にも目を向け、誠実に向き合う責任があるのではないのでしょうか。

この請願は、過去を断罪するのではなく、思想そのものを評価するものではありません。日本という国家が自ら歴史に責任を持つという品格ある姿勢を示すものです。過去に苦しんだ人たちの名誉を回復することは、同時にこれからの日本が、自由と法の支配を守り続けるという決意を表すものでもあります。その意味において、本請願は未来の日本のためでもあると考え、賛成討論といたします。

委員会での採決

採決結果		議員名					
		長谷川	井上	本田	中島	前田	西澤
請願第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願	○	○	◎	◎	-	×

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成多数で採択

委員長報告 採択

本会議での討論

反対 西澤 博一 議員



この請願の内容については、平成29年6月2日(金曜日)開催の第193回、国会衆議院 法務委員会における当時の大臣、金田勝年法務大臣の答弁内容を維持したうえ、「消極」と判断されています。なお、治安維持法は、大正14年、適法に制定されたものであることから、同法違反の罪にかかる勾留または拘禁は適法であり、同法違反の罪に係る刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言いわたされた有罪判決に基づき適法に行われたものであって、違法があったと認められていません。

したがって、同法違反の罪に係る勾留、もしくは拘禁、または刑の執行により生じた損害を賠償すべき理由はなく、謝罪および実態調査の必要もないものと考えます。当時の立法府が適法に制定した法律について、これを人道に反する悪法であったなどと認めることも、相当でないと考えます。

治安維持法 違反の罪に係る勾留もしくは拘禁または刑の執行は、そもそも違法ではありませんが、一般に、日本国憲法施行以前の違法な公権力の行使について、国に損害賠償責任がないことは最高裁判所 第3小法廷、昭和25年4月11日の判決などで確定しており、そのほか判例が多数あることから反対といたします。

賛成 本田 清春 議員



治安維持法は1925年の制定から1945年の廃止に至るまで、国民の目、耳、口を塞ぎ、日本を無謀な侵略戦争へと突き進ませる最大の武器となりました。この法律の本質は、時の権力に異を唱えるものを非国民として社会から排除し、人間の尊厳を根底的に破壊した点にあります。犠牲の実態は凄惨を極めます。逮捕、検挙された数十万人のうち、警察署での拷問により虐殺された人は93人、劣悪な獄中環境で命を落とした方は700人を超えます。作家、小林多喜二が受けた言語に絶する拷問、そして、女性犠牲者に対する非人道的な暴力は、国家という名の暴力がいかに残酷にあり得るかを物語っています。また、豊郷町内出身の藤野 勇氏らが、読者会で真理を語り合っただけで検挙された八日市読書会事件のような悲劇が起きました。学び、考え、対話するという人間としての当たり前の営みが罪とされ、この歴史を私たちは決して忘れてはなりません。戦後、治安維持法は反民主主義的として廃止されました。しかし、国は刑の言い渡しを受けなかったものとみなすという形式的な処置にとどまり、現在に至るまで、犠牲者の公式な謝罪も名誉回復も賠償も一切行っていません。「過去に目を閉ざす者は、現在に対しても盲目になる」という言葉があります。国が自らの手で行った人権侵害の歴史を調査、公表し、犠牲者に謝罪することは、単なる過去の清算ではありません。それは、今の私たちが享受している思想信条の自由を二度と手放さないという民主主義国家としての決意表明でもあります。犠牲者の方々の命名

を回復し、その苦難に報いることは、今を生きる私たちの歴史的責任です。
 以上の理由から、本請願が採択されるべきことを訴え、私の賛成討論といたします。

本会議での採決

採決結果	議員名											
	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
請願第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願											
	○	×	○	◎	×	-	×	○	☒	○	×	○

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成多数で採択

意見書

意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める意見書

提案説明

鈴木 勉市 議員



戦前、天皇政治のもとで主権在民を主張し、侵略戦争に反対したために、治安維持法で弾圧され、多くの国民が犠牲になりました。治安維持法は、1925年に制定されましたが、1945年に廃止されるまでの20年間に、検挙された人は68,274人(内、起訴者6,550人司法省調べ)、検挙・勾留された人は数十万人にのぼると推測されています。そのうち、警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約3,000人(国賠同盟調べ)にのぼっています。

治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由と人道に反する悪法として廃止されましたが、その犠牲者たちに日本の政府は謝罪も賠償もしていません。世界では、ドイツ・イタリア・アメリカ・カナダ・韓国・イギリスなど、主要な国々では、犠牲者への謝罪と賠償が行われています。

よって、

- 1、国は、治安維持法が人道に反する法律であったことを認めること。
- 2、国は、治安維持法犠牲者に謝罪と賠償を行うこと。
- 3、国は、治安維持法犠牲者による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること。
 を速やかに実現されるように強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2026年3月23日

本会議での採決

採決結果	議員名											
	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村
意見書第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める意見書											
	○	×	○	○	×	-	×	○	×	○	×	○

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

賛成多数で可決

令和8年度 主な事業予算

○合併70周年・町制施行55周年記念事業 …… 355万円

合併70周年・町制施行55周年記念式典を行う。

○災害対策事業 …… 773万円

広域避難所における資機材の整備および備蓄品を整備する。

○企画管理事業 …… 1,964万円

近江鉄道管理機構への負担および町勢要覧ならびに記念動画の作成。

○シティープロモーション事業 …… 738万円

町の知名度向上を目指し魅力を発信することで、ふるさと納税ならびに地域振興や移住にもつながるよう、広くプロモーション活動を行う。



○重層的支援体制整備事業 …… 752万円

介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の連携体制を構築し、他機関協働等の取り組みを行う。

○すまいるたうんばす運行事業 …… 1,285万円

高齢者や障がい者等の外出（買い物や通院）支援を図るため、町内を巡回するバスを運行する。

事業補足として医療機関からの帰宅支援をデマンド方式により30分ごとに運行し、地域福祉の充実を図る。

令和8年度 主な事業予算

○いきがいデーサービスセンター運営事業 … 2,818万円

高齢者が自立して生きがいの持てる生活を送れるよう、社会的孤立感の解消や自立生活の助長等をめざした取り組みを進める。

○介護予防支援事業…………… 2,399万円

介護予防支援1件あたり4,000円/月を指定介護予防支援事務所に交付。

○予防接種事業 …………… 3,916万円

定期予防接種（A類疾病）の勧奨に努める。

○団体営農業水路等長寿命化事業 …………… 2,400万円

農業用排水施設の長寿命化対策を実施することにより、施設機能保全を行う。
龍ヶ池揚水機場改修工事。

○預かり保育事業 …………… 308万円

保護者の就労形態や多様化する家庭のニーズに対応すべく、通常の教育時間外に園児を保育する。

平日の早朝、延長ならびに長期休業中に預かり保育を実施して地域の子育て環境の改善を図る。

○文化振興事業 …………… 203万円

本町の文化教養の向上を目指した事業を行う。

（フロアーコンサート・文化教養講座）

江州音頭の継承・普及を目的とし、江州音頭保存会の取り組みを支援する。

○地域スポーツクラブ活動体制整備事業 …………… 180万円

中学校部活動の新たなスポーツ・文化芸術環境の整備にあたり、段階的・計画的に取り組めるよう体制整備を進める。

○スポーツ公園施設管理事業 …………… 2,249万円

豊郷スポーツ公園施設の指定管理委託業務。（委託期間5年間）

（※単位：万円未満切り捨て）



予算決算常任委員会

議第19号令和7年度豊郷町
一般会計補正予算(第7号)

総務課

問 財政調整基金の今後の方向性について。

答 特交3月末にしか来ないというのは、もう町の裁量ではどうしようもなくて、ご承知のとおり国の方から示された額になります。

問 緊急時自然災害防止対策事業債の総額借入額および残債額について。

答 歌詠橋関連の起債総額は今は把握できていないが、今回で工事完了しましたので来年度以降は現れません。

企画振興課

問 ふるさと応援寄附金の人気の返礼品は何か。

答 豊郷町は米、肉です。

ただし、全国的な傾向は物価高騰を受けてトレットペーパーや紙おむつ、日用品の返礼品が今年度は多くなっている傾向があり、そういったものがない豊郷町は、かなり苦戦をした。

来年も同じような傾向が続くかは不明であり、地場産品という制約があるため、苦戦すると思います。

問 選挙の投票時間や啓発グッズについて。

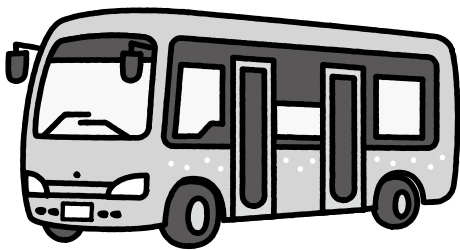
答 全国の町村会に要望して投票時間の問題や期日前投票の問題を要求していますが、投票率の問題等があり難しい面もあります。啓発グッズは今後もウエットティッシュと考えるといます。

医療保険課

問 後期高齢者医療費負担金の減額理由は。

答 滋賀県全体の医療費見込み、後期高齢者の方の見込みを算出し、各市町の半年間の実績に基づいて、各市町の比率を算出している。この算出比率が豊郷町は、県全体で見ると少なかったため、今回大きな予算減額になっている。滋賀県下で後期高齢者の方は、現状は伸びが鈍化していることから、このまま一定水準を保つだろうという傾向です。

医療費は、全体で伸びており、この1月末現在の報告では、人口に合わせて伸びている横ばいの状況です。



保健福祉課

問 すまいるたうんばすの運行について、夏季と除雪を必要とする冬季で行程を変えたらどうか。

答 ご意見を参考にさせていただきます。

問 障害児等通院費助成事業の助成金は、町内で何人が利用されているのか。

答 直近でガソリン券の方が170人、タクシー助成の方が8名おられます。

産業振興課

問 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業補助金及び環境保全型農業直接支援対策事業負担金の減額理由は。

答 面積等の減による減額。環境保全型については、補助金、交付金の対象である取組メニューだったが、この部分が交付対象外になった。



地域整備課

問 道路費分担金の地元分担金が減った箇所はどこか。

答 下枝の字要望の土木事業を補正予算9月に上程したが、字の都合で次年度以降に取り下げたいと申し出があり今回減額しました。

問 地籍調査委託料の減額について。

答 補助事業でやっているのですが、補助内示が少なかったため、その分を減額させていただいた。

問 県道のラウンドアバウト事業について。

答 ラウンドアバウトの場合は、入る時に必ず減速しますので重大な事故が起こりにくいという報告があり、今のところ死亡事故発生ゼロです。

討論なし
全員賛成で可決

議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算

企画振興課

問 システム開発委託料ならびにコンピュータ機器保守点検料の内訳は。

答 システム開発委託料の中には、標準化の費用も入っており、その内訳は、1億9,667万ほどが標準化のシステムの費用。また、標準化に関しての歳入は、デジタル基盤改革支援補助金2億795万ほどをみている。本来は、補助対象としてみてほしいが、対象外にされている部分も多々あるため、歳出と歳入が同額になることは難しい。標準化が動き出すのは、令和9年度の秋を予定している。令和8年度中に準備を進める分と、令和9年度に入ってから準備する部分があるため、今年度は2億ぐらいということをご理解いただきたい。

税務課

問 固定資産税前納報奨金について。

答 今現在は前納報奨金のシステムができているので、標準化になるまで実施したいと考えています。

住民生活課

問 豊郷町内に居住しておられる外国人の方の人数と国別について。

答 現在登録されておられる方は276人で14か国からです。

医療保険課

問 一生青春事業評価及び業務改善支援業務はどくに委託しているのか。

答 委託先は、合同会社生活習慣病予防研究センターに委託しており、目的としては、体験型セミナーの募集方法等。

保健福祉課

問 生きがいデイサービスセンター運営事業の利用状況は。

答 プログラムで選んでいただいている。毎週何曜日と決めて来る方もいれば、好きな脳トレや体操など自身の好きなポイントで来られる方もいる。家族の都合に合わせて利用する方もいるため、一概に皆様が週何回来ているのかはお答えできない。利用される方のペースでご利用いただいています。今現在、登録されている人数は、2月末現在で女性57名、男性22名です。

問 緊急通報システムの登録数について。

答 1月末で総数は56件の登録があります。コールの件数はこちらの方へ報告がきませんのでわかりません。

教育委員会

問 スクールサポートスタッフ配置支援事業の内容は。

答 スクールサポートスタッフは、豊郷町が募集した校務支援員。各



小学校・中学校に1名ずつ配置をし、職務内容は、教職員の補助です。支援をする、プリントやそういった教材の準備や施設の環境改善もしている。主に先生の授業がスムーズにくよう、サポートする職で、こちらについては、教員免許なしでも可能。

問 豊郷小学校設備費の設計委託料は空調の設計か。

答 校舎の中の空調の委託料です。

問 地域教育課題特別対策事業対象職員活動費は何の費用か。

答 学校教育課長及び隣保館にいる先生(指導主事)の活動費を調整するもの。以前は、県費の先生であったため、給与の差額分を支払っているものです。

質疑終了後、修正の動議が提出されたことから、町長提出の原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めた。

議第25号(町長提出原案)
賛成・反対討論ともにあり。
議第25号(修正案)
賛成討論あり
修正案・賛成多数で可決。
修正議決した部分を除く原案…
賛成多数で可決。

総務産業建設常任委員会

上下水道課

議第30号 令和8年度豊郷町下水道事業会計予算

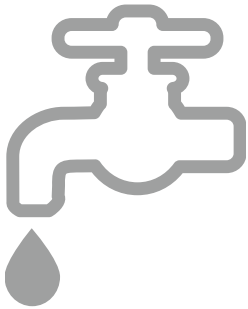
問 下水道使用料の件数は何件か。

答 算定方法は、直近1年間の実績をもって計上。令和7年度10月時点加入件数は、2,592件。

令和8年度は、58件分の新規加入を見込んでいる。

問 下水道管の老朽化は。

答 現在一番古い管渠で、平成3年に着工したものがあり、令和23年ごろから老朽化が進んでくる。現状老朽化率は0%です。



今回の値上げは、資金ショートに陥らないように資金確保を行ったもので、令和23年度までに順次更新事業を前倒ししながら、平準化、現金確保、流動比率などを引き上げないと、これからの施設投資が困難にな



るので、今後を見据えた事業運営という形を思っています。また、下水道の耐震化は、約100%となっており、安食西の阿自岐神社前の管渠、数メートルの耐震化が終われば、一旦耐震化は完了すると見込んでいます。

反対討論あり
賛成多数で可決

請願第1号

「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願(詳細はP7)

賛成討論あり
賛成多数で採択



採決結果		長谷川	井上	本田	中島	前田	西澤	結果
議第30号	令和8年度豊郷町下水道事業会計予算	○	○	☒	○	-	○	可決

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

採決結果		長谷川	井上	本田	中島	前田	西澤	結果
請願第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願	○	○	◎	◎	-	×	採択

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

文教民生常任委員会

議第12号 豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案

問 乳児等通園支援事業の概要は、食事は保護者が持参するのか。乳幼児を受け入れる時間に制限があるのか。保育士の対応など。

答 申し込みがあればいつでもいいわけではなく、支援センターの行事などに合わせて保育士の確保は決まります。給食の提供がないため、お弁当を持参いただけます。乳幼児は、離乳食の終わったお子様の受入れで対応し、時間は、国の基準に基づいて、2名の保育士をつけな

利用者向けリーフレット

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形の支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者


- ・ 保育所等に通っていない

0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

利用方法

- ・ 月10時間の枠内で
- 時間単位で柔軟に利用可能

※利用時間は、市町村により異なる場合があります。詳細についてはお住まいの市区町村にお問い合わせください。



こども家庭庁HPより



討論なし
全員賛成で可決

ればいけないというところで1人増員しています。もう1人はセンターの職員、必要となった場合、さらに受け入れるため、保育士を確保したいと思っています。

採決結果		西山	辻本	村岸	鈴木	河合	今村	結果
議第12号	豊郷町乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案	○	○	○	○	-	○	可決

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

議第26号 令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算

問 国民保険税の滞納世帯10割負担の世帯がある理由は何か。

答 基本的に滞納がある方で、分納誓約などを結び、約束が守られているか、というところが反映されます。そのため、分納されていても、約束が守られてないと、10割負担になることがあります。

問 保険給付費等交付金の内訳は。

答 最近の傾向として、前年度と大きく変わりませんが、悪性新生物が昨年度比で、大きく伸びています。また、糖尿病や筋骨格系など、こういった疾患も費用が大きく伸びています。



問 人間ドック実施助成金負担金および保健事業等保険者支援負担金の予算内訳は。

答 人間ドック実施助成金負担金は、80人分。脳ドックは、25人分、1件あたり3万5,000円、87万5,000円をみています。

保健事業等保険者支援負担金は、重複・頻回受診者等の訪問指導共同事業分6万8,501円、訪問指導費用が発生した場合を見越し2件、1万7,000円掛ける2件、3万4,000円。同じ疾病名で別々の医療機関に掛かる方を対象に課しています。国保連合会と連携し、国保連合会に依頼しています。

保健師が同う場合や医療保険課の保健師が栄養相談等、様々な保健事業も実施していることから来ていただくことも、また電話等での訪問事業を実施しています。

複数の医療機関から重複処方等が発生し、一定期間で3医療機関以上の方、または、2医療機関以上の方



滋賀県健康づくりキャラクター「しがのハグ&クミ」

反対討論あり
賛成多数で可決

をレセプトデータから抽出して、対象者を割り出しています。
目的が医療費の削減ではないため、重複して薬を処方されているということは、それだけ体への指導になるため、医療費削減を行っているものではありません。

採決結果		西山	辻本	村岸	鈴木	河合	今村	結果
議第26号	令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算	○	○	○	☒	-	×	可決

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

議第28号 令和8年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算

問 後期高齢者保険料、普通徴収の予算計上人数は。

答 7割軽減が435人、5割軽減が174人、2割軽減が147人、また、被扶養者の方で5割軽減となる方を5人見込んでいます。



問 子ども・子育て支援事業補助金の費用内訳は。

答 広域連合と当町のシステム連携部分のシステム改修に対する国からの補助金として計上したものです。

問 保険料の遡及還付は何年遡れるのか。

答 2年と記憶しております。

反対討論あり
賛成多数で可決

採決結果		西山	辻本	村岸	鈴木	河合	今村	結果
議第28号	令和8年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算	○	○	○	○	-	☒	可決

(○は賛成、◎は賛成討論を行った、×は反対、☒は反対討論を行った。委員長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

私はこう判断

議案審議

令和8年 3月 定例会

全員賛成			
議第4号 豊郷町固定資産評価 審査委員会委員の選 任につき同意を求め ることについて	議第5号 豊郷町消防団員等公 務災害補償条例の一 部を改正する条例案	議第7号 豊郷町使用料および 加入金の徴収に関す る条例の一部を改正 する条例案	議第8号 豊郷町職員の給与に 関する条例の一部を 改正する条例案
議第11号 豊郷町介護保険条例 の一部を改正する条 例	議第12号 豊郷町乳幼児等通園 支援事業の設備およ び運営に関する基準 を定める条例案	議第13号 豊郷町特定教育・保 育施設および特定地 域型保育事業の運営 に関する基準を定め る条例の一部を改正 する条例案	議第14号 豊郷町家庭的保育事 業の設備および運営 に関する基準を定め る条例の一部を改正 する条例案
議第15号 豊郷町放課後児童健 全育成事業の設備お よび運営に関する基 準を定める条例の一 部を改正する条例案	議第16号 豊郷町道路占用料徴 収条例の一部を改正 する条例案	議第17号 町道路線の認定につ いて	議第18号 豊郷町布設工事監督 者の配置基準および 資格基準ならびに水 道技術管理者の資格 基準に関する条例の 一部を改正する条例 案
議第20号 令和7年度豊郷町国 民健康保険事業特別 会計補正予算(第5 号)	議第21号 令和7年度豊郷町介 護保険事業特別会計 補正予算(第5号)	議第23号 令和7年度豊郷町水 道事業会計補正予算 (第5号)	議第24号 令和7年度豊郷町下 水道事業会計補正予 算(第4号)
議第29号 令和8年度豊郷町水 道事業会計予算	議第31号 令和7年度豊郷町一 般会計補正予算(第 8号)	議第32号 令和8年度豊郷町一 般会計予算	

賛否が分かれたもの													
議第6号豊郷町保健福祉基金条例等を廃止する条例案	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村	可決
	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	×	
長期間にわたり運用実績のない基金の廃止。													
議第9号豊郷町特別職の職員で常勤のもの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案	×	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	×	可決
	特別職の期末手当について、月数の平準化を行うもの。												
議第10号豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	×	可決
	子ども・子育て支援納付金の新設と被保険者の急激な負担増を回避するため、段階的に税率を改正するもの。												

賛否が分かれたもの

議案名	長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合	今村	
	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	×	
議第19号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第7号)	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	×	可決
歳入歳出予算から5億6,365万2,000円を減額し、歳予算総額を60億9,190万5,000円とするもの。													
議第22号令和7年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(議第4号)	○	○	○	×	退	-	○	○	○	×	○	×	可決
繰入金、総務費それぞれ6万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億140万8,000円とするもの。													
議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算(修正案)	○	×	×	◎	×	-	×	○	×	○	☒	○	否決
鈴木議員ほか1人から提出されたもの。 ※詳しくはp3~4													
議第25号令和8年度豊郷町一般会計予算	×	○	○	×	○	-	○	○	◎	×	○	☒	可決
町の将来像である一生青春みんなで安心元気なまちの実現に向け、一歩先行く豊郷町を築き上げていくための当初予算。													
議第26号令和8年度豊郷町国民健康保険事業特別会計予算	○	○	○	×	○	-	○	○	○	☒	○	×	可決
国民健康保険事業に係る給付事業等に係る予算。													
議第27号令和8年度豊郷町介護保険事業特別会計予算	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	☒	可決
介護保険事業に係る給付事業等に係る予算。													
議第28号令和8年度豊郷町後期高齢者医療事業特別会計予算	○	○	○	×	○	-	○	○	○	×	○	☒	可決
75歳以上が加入する後期高齢者医療制度に係る予算。													
議第30号令和8年度豊郷町下水道事業会計予算	○	○	○	☒	○	-	○	○	○	×	○	×	可決
下水道施設の維持管理・修繕・更新等に係る予算。													
発議第1号豊郷町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例案	×	○	×	☒	退	-	○	×	○	×	○	×	否決
議員定数を12人から10人とするもの。 ※詳しくはp6~7													
請願第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める請願	○	×	○	◎	×	-	×	○	☒	○	×	○	採択
国に意見書の提出を求める請願。 ※詳しくはp8~10													
意見書第1号「治安維持法犠牲者国家賠償法」(仮称)の制定を求める意見書案	○	×	○	○	×	-	×	○	×	○	×	○	可決
意見書を豊郷町議会として国に提出を求めるもの。 詳しくはp10													

(○は賛成、×は反対。議長は可否同数の場合のみ採決に加わる。)

委員会等の出欠状況

日付	会議	議員名										
		長谷川	西山	井上	本田	辻本	中島	村岸	前田	西澤	鈴木	河合
3月3日	議会議員全員協議会	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
3月5日	第1回定例会(開会)	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
3月9日	第1回定例会(一般質問)	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
3月10日	予算決算常任委員会1日目	出	出	出	出	欠	出	出	出	出	出	出
3月11日	予算決算常任委員会2日目	出	出	出	出	欠	出	出	出	出	出	出
3月12日	総務産業建設常任委員会	出	-	出	出	-	出	-	出	出	-	-
3月13日	文教民生常任委員会	-	出	-	-	出	-	出	-	-	出	出
3月23日	第1回定例会(閉会)	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出

注1 「出」は出席、「欠」は欠席です。 注2 委員会は、所属する委員のみあらわしており、「-」は出席の必要はありません。



一般質問

ここが聞きたい

一般質問とは

議員が、町が処理するすべての事務について質問し、町長の所信を質したり、事実関係を明らかにするだけでなく、政策について議論するものです。

3月議会では6議員が一般質問を行いました。(質問順)

● 鈴木 べんいち 議員

- ・冷暖房費の拡充について問う。
- ・改良住宅譲渡事業の進捗状況と今後について問う。
- ・生ごみ処理機の故障に伴う対応について問う。
- ・豊郷町地域温暖化対策実行計画(原案)について問う。

★豊郷町史の進捗状況について問う。

● 西澤 ひろかず 議員

- ・自治会存続と行政の支援体制について
- ★子どもたちを取り巻くデジタル環境について

● 本田 きよはる 議員

- ・防災無線の聞き取りにくさに関する町民からの声について
- ・「広報とよさと」への区民活動紹介記事掲載について
- ★機関紙「虹」を発行する団体に補助金8万円支出の根拠を問う
- ・介護保険料の値上げと町民への影響
- ・学校体育館の空調設備導入の前倒しを

● いのうえ きみ子 議員

- ★物価高騰対応負担軽減支援について
- ・見守りQRシール等の配布について
- ・「すまいるたんばす」3「デマンド車」車両運行の検証について

● 今村 えみこ 議員

- ・人口減少社会における町公共施設の長寿命化と利活用の推進を
- ★低所得世帯低所得子育て世帯への町支援拡充を
- ・子育て世帯の支援充実を
- ・改良住宅や町営住宅の除雪対策を

● かわい 勇 議員

- ★墓地の管理運営のありかたとある議員の町職員に対する名誉棄損疑惑のその後について問う。

★の質問を掲載しています。



鈴木 べんいち 議員

「豊郷に残る戦争の記録」 より多くの人に見ていただきたい

問 今春の発行を目指して豊郷町史の編さんが進められていますが、次の点を明らかにされたい。

① 予定どおり今春発行するのか。

② 戦後80年の節目の年にあたる昨年10月に「豊郷町史編さん調査報告書 豊郷に残る戦争の記録」「記録」が社会教育課から発行されているが、どこにどれだけ配布したのか。

答 (教育次長)

① 第4巻資料編の確認作業を終え、現在、印刷にかかっており4月以降お読みいただけるように準備を進めています。

② 冊子を200部印刷し、国・県・県内の市町の図書館、小・中・幼・保や、問い合わせいただいた方へ30冊など、142部配布しています。

問 「記録」の「ご挨拶」の中で教育長がこう述べてお

られます。

今年、私たちは戦後80年という節目の年を迎えています。

町史編さん事業の調査では、戦争に関する様々な証言をお聞きし、それを物語る資料にも多く触れて来ました。戦地に出征された方、この地で銃後の務めを果たされた方、それぞれが命をかけて時代を生き抜いて来られた経験と記憶を次の世代につなげていくことの意味を改めて感じています。本書が戦争の記憶を受け継ぎ、平和の意味を考えるきっかけになれば幸いです。全面的に賛同したいと思います。

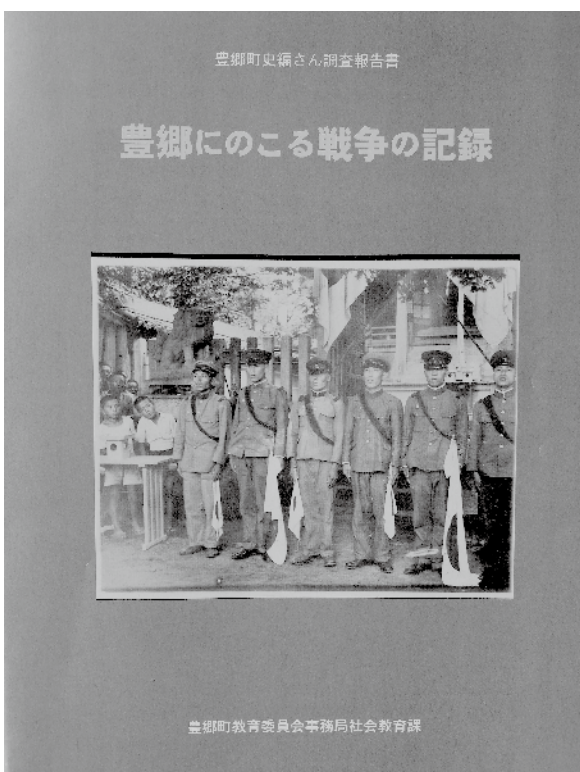
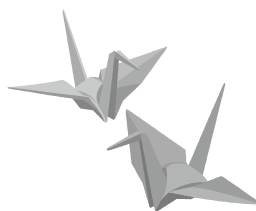
さらに、中学校の卒業式で卒業生の在校生への「巣立ちの言葉」の中で、「私たちは戦争のない平和な社会を望みたい」(趣旨)との発言に感動してうれしかったものです。

そこで、このような貴重な資料はもっと町民に広げていただきたいと思えます

答 (教育長)

「記録」に注目していただいた事、大変ありがたく思えます。過日の中学校の卒業式でも卒業生が述べていましたし、いかにして戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世

代につなげていくかと言うのが大事です。その意味で、この貴重な資料をどのように活用していくのか、より多くの人に見ていただきたいと思えます。この事を私自身の課題として、今後捉えていきたいと思えます。





西澤 ひろかず 議員

子どもたちを取り巻く デジタル環境を問う

安全に利用できる環境づくりに努める

問 子どもたちを取り巻くデジタル環境において、脅威となつているのは、SNS等を利用した人間関係のトラブル、誹謗中傷、仲間外れ、個人情報流出、性的被害等であり、あるいは重大な犯罪に巻き込まれるケースが増加傾向にあります。

社会的な問題は、学校や教育行政だけで解決できることではないと承知していますが、子どもたちが犯罪等に巻き込まれるのを未然に防ぐためにも、できる限りの対策を実施することが何より重要であると思えます。町長と教育長には、何をすべきとお考えか。

答 (教育次長)
現在小中学校では、ノーメディアチャレンジデーを設け、SNSを含むメディアと距離を置く取組をはじめ、SNS、インターネット等の安全教室として、彦

根警察署の署員を講師に招き、児童生徒にSNSの安全な利用についての講話をお願いしたり、生徒による寸劇にてSNSの危険性について訴えるなどの取組を実施してまいります。

各ご家庭において、安全なインターネットの利用及びSNSの活用について話し合っていたり、機会もまた重要と考えております。

問 教員がSNSのトラブルを未然に防ぐため、スワールカウンセラーの連携など様々な対応方法があるというところをお聞きしました。それについては、草津市教育委員会は、いじめ防止対策推進法に基づいて、重大事態に認定したと発表されていきました。本町でこのようなことが起こった場合、どのように対応するのか。

答 (教育長)
学校とスクールカウンセラーでもって情報を共有し

ながら、個々の案件について対応しているという状況であります。

日栄小学校では4年生以上の児童と警察、そして保護者を交えて正しいSNSの使い方等についての講演会を過去にやっております。

この事案については、重大事案として取り扱うというところまで進めていっております。そういった場合には、当然、第三者委員会

の設置等もありますので、こころは慎重に行うていきたいと、こつこつ思いを持ってまいります。

学校における情報モラル教育の充実に加え、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、子どもたちが安全にデジタル機器を利用できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。



法律が廃止になって25年が経過する 同和行政をまだ続ける根拠を問う



本田 きよはる 議員

いまなお格差がある

問 「虹」という広報が『広報とよさと』とともに年1回住民に配布されています。これは、愛知・犬上同和対策運営協議会が発行し、町はこの協議会に4万円の補助金を支出していますが、補助金支出の根拠を明らかにされたい。

答 (税務課長)
根拠につきましては、本協議会の規約に基づいて支出しております。

問 この団体の目的として、同和对策審議会答申の精神にのっとり冒頭に書かれたこの補助金は同和对策事業です。しかし、同和对策行政は2001年に終結し、2002年から同和行政は終結しています。同和对策審議会答申を受けて、同和問題の解決のために、1982年に地域改善対策特別措置法がつくられ、そこでは周辺地域との一体性の確保が強調されました。同和

問題の解決とは、周辺地域との障壁、わだかまりを解消していくことです。同和問題の解決のためにも特定の団体に対する特別と見られかねないような対応はやめるべきではありませんか。さらに、特別措置法が終結して、もう既に25年が経過しています。根拠のないまま、分担金を支出する行為はやめるべきではありませんか。

答 (税務課長)
まず組織としては、愛知・犬上の税務職員、また部落解放同盟滋賀県連合会愛知・犬上郡の各支部の代表をもつて構成されております。特に今もなお、教育、就労、産業など格差が存在している面があることから、本協議会の取組を進めるとともに、差別事象が今なお発生している現実を踏まえ、そうした問題解決のためにも、人権感覚をより一層職



員として深める、高める必要がございますので、この活動につきましては、まだ大切だと考えております。

問 全く納得のいかない、法を無視したような答弁です。

この協議会の目的、「関係団体との連携の下で対象地域住民の経済力の向上、生活の安定に寄与する」ことを目的とすると書いてあります。旧同和地区の住民を

意味した対象地域住民という概念はもうなくなっています。行政として、法律がなくなつたならばやめるべきではありませんか。

答 (税務課長)
今もなお差別事象がある中で、そうした問題解決のために、まだまだ必要だと考えておりますので、今後とも継続させる必要があると考えております。

物価高騰対応負担軽減支援

ご理解いただきたい



いのうえ きみ子 議員

問 物価の高騰は、経済的理
由により就学が困難とされ
ている児童生徒を養育され
ている保護者や、介護が必
要な方がおられるご家庭で
は、さらなる負担の増となっ
ています。このことから、子
育て世帯の経済的負担を軽
減するため、小中学校入学
助成額を見直してはいかが
か。また、紙おむつ支給事
業の対象を介護認定1・2
以上にして、要件緩和の措
置を図ってはいかがか。

答 (教育次長)

本町の厳しい財政状況を踏
まえ、助成額の見直し
は非常に困難であると考
えま
す。

答 (保健福祉課長)

紙おむつ支給事業は、令和
6年4月に緩和したところ
で、昨今の物価高騰の影響は
受け止めておりますが、様々
な事業を継続していく中で、
当該事業の要件緩和は難し
く、現状のままでも願
い
たいと考えています。

問 入学助成金に所得制限
はあるのですか。物価高で、
体操服とかにしろ、現物支
給とかできないですか。ま
た、紙おむつもですが、緩
和されていることを今聞
いてわかりましたが、年金生
活者だけの方であれば、パツ

ト1枚にしても結構負担に
なってきたと聞きます。
例えば、パツトを2カ月に
1袋支給するとか、お考え
はありませんか。

答 (教育次長)

小中学校入学助成金につ
いては、所得制限はござい
ません。現物支給ではどうか
のご意見いただきましたが、
現時点の財政状況を踏まえ
ると、かなり厳しいというお
答えしかできないこと、ご理
解いただきたいと思
い
ます。

答 (保健福祉課長)

一般施策で紙おむつ支給
を行っておりますので、ある一
定限度というものは定めて
いかなと思っております。事業
実施を安定的に運用してい
くため、ご理解のほどよろし
くお願いいたします。

問 紙おむつ支給事業です
が、町の要項によると、第
2条の4号にある町長が特
に必要と認めた方とはどの
ような方ですか。

答 (保健福祉課長)

対象者の要項が上がって
いる以外の方で、ご相談を受

けた上で特に必要と認めた
場合、支給するものです。

見守りQRシール等の配布を

一つの有効な手段だと

認識している

問 見守りQRシールとは、
表示された登録番号を警察
及び公的な連絡先に伝える
ことで身元が分かり、早期
の発見保護に繋がるとい
たものですが、このQRシ
ール等の配布は、近隣の市
町では既に実施されていま
す。

QRシールを配布すること
は考えておりませんが、不
特定多数の方に気づいて
いただける一つの有効な手
段だと思っております。

本町においても、認知症
高齢者の行方不明者の早期
発見、保護及び地域の見守
り支援の充実を図る支援と
して、導入するお考えはあ
りませんか。

問 認知症の方の行動は分
からないですよ。万が一認知
症の方が県外に出られるこ
とも想定した早期発見のた
めのQRシールです。ご家
族の方は申込みに来ると思
いますが、どのようにお考
えですか。

答 (医療保険課長)

QRコードを読み込んで
家族さんに連絡が行くなり、
警察の方に連絡することで、
早期に発見することができ
る一つの手段であると認識
しております。

答 (医療保険課長)

まずは一人歩きで行方不
明のおそれがある方の把握
に努め、本人の写真と家族の
連絡先を確保することを優
先してまいります。現段階では、

子育て世代の支援充実を

4月1日時点で、 0～1歳児の待機児童はゼロです



今村 えみこ 議員

問 町の子育て支援事業の充実のため、②点質問します。①長年、懸案の「0～1歳児」の待機児童問題は新年度で解消されるのか。②国は小学校給食無償化を実施予定である。町はすでに小中学校給食の無償化を

実施しているの、幼稚園児と保育園児の給食費無償化の実施を求めるが答弁を。
答 (教育次長)
①について、4月1日時点で0歳児、1歳児については0人です。②について、幼稚園・保育園の給食費無償化は考えておりません。

問 ②について、町内にある幼稚園と保育園の3園の年間給食費は1000万円足らずと試算するが、国から小学校給食費無償化にかかる町への支出金を考えたら、できるんじゃないか。

答 (教育次長)
当然、国から給食費無償化分、国費が町に入ってきますが、もともと、ふるさと納税の財源でやっていた事業なので、違う事業に充当するかと考えています。

公共施設の 貸館業務の拡大を

まだまだ議論が必要です

問 人口減少、少子高齢化社会の中で、公共施設の利活用の一環として貸館業務を拡大して使用料収入の増収を図ることが必要である。そこで質問する。①貸館業務をやっている旧豊郷小学校・豊栄のさと・隣保館・児童館・いきがい協働センターなどは、町内外で利用

増をめざし使用規則等の見直し、宣伝広告の強化を進めてはいかがか。②人口減少社会であり、町民には利便性と低料金を保障し、町外の方には、安心安全の施設としてリピーター利用が増える貸館をめざしてほしいが見解を。

答 (総務課長)
町外の利用が特に多い豊郷小学校旧校舎群については町外の方に対し、使用料を増額しました。

問 私は、豊栄のさとの貸館業務こそ、見直しが必要と考えています。全国では、公民館施設と地域の市民センター的施設と一本化して貸館業務のしているところもあります。広く町外の方々にも利用できる見直しを検討しませんか。

答 (総務課長)
プラス、マイナスを考えると、まだまだ議論の余地があると考えています。





かわい 勇 議員

墓地管理運営のあり方を問う

9月までに答えをだす。

問 この問題は、議員が町から許可を得ずに墓地の水道ポンプを撤去・処分したことから端を発し、この議員は「課長から許可をもらって交換をした」と言いました。私が、町長に一般質問を行ったところ、課長は「許可した覚えはない」と答弁され、町長は「墓地の運営について、弁護士と相談しながら解決に進んでまいりたい。」と答弁されましたので、解決に向けた進展があったのか、町長として毅然とした対応をされるのか、答弁を求めます。

答 (住民生活課長)

弁護士からは、行政の公平性を保つためには条例改正すべきであると助言いただきました。今後も相談しながら進めてまいります。

答 (町長)

引き続き襟を正して行政運営にあたってまいります。

問 地方自治法第14条第3項では、条例中に罰則規定を設けることを定めています。管理者に黙って施設を変更

えた。これは、あまりにも秩序や品位がないということと、長谷川貴康氏に対して議員辞職勧告決議案を提案しました。皆さん、反対されました。ましてや今村氏が反対討論で寄付行為があったと認められない。また、河合勇の喋っていることには信憑性がないと、何を根拠に言ったのか、私は回答を求めたい。もう「なかよしこよし」の賛成はやめてください。法令、条例、規則に基づいて判断をしてもらわないと大変困ります。以上の件で、答弁を願いたい。

答 (町長)

条例改正の内容は、町が管理するという形の中で、あとは利用者で管理してもらうんだという答弁だったと私はずっと聞いていました。これまで管理をしていた面もござります。しかしながら、厳密に言えば条例に違反している形になっています。

問 町長、あまり言い逃れはしないように。条文には

町長と書いてあり、管理組合のことは、どこにも書いてませんよ。大町・三ツ池墓地は、個人と違いますよ。

そこで、町長、課長、自分の財産を勝手に処分されて放っておけますか。しかし、当の本人からは反省の色も見受けられない。多くの方々が、寄付を集めに来たのは長谷川氏だと言っているのに、困ったら「知りません。」その後は放ったらかし。墓地の所有者から「残金はどうなったやろう、残金がなくなったらどうするのやろう」といった声が、私に何人もの方から聞かされます。墓地には、残金を貯金すると書かれています。お墓参りに来ている方は、知っておられます。杉区や日栄区からも寄附がされています。このお金って公金ではありませんか。知らないと言っている長谷川貴康氏が、個人通帳を自分で持っていると言っているではありませんか。不思議でならない。

町長は、施設管理や維持

の執行権を持っています。一方、議員は、議事機関である議会の一員であります。議決や監視が主な役割であります。

顧問弁護士と相談して解決することを強く求めると共に、改めて抑止の観点から、罰則を設ける必要があると提案します。

町長は、これまでのことに対して、いつまでに検討結果を出すか。どこで示すのか。明確な答弁を行ってください。

答 (町長)

これは行政の問題でありますけれども、色々な発言いただきました。やはり議員の皆さんは、公職に則って物事はやっていただくのは当たり前ですから、どのようにそれぞれが説明責任を果たし、されるか、ということはあると思います。一遍、弁護士と相談しようと思います。どういふ決断になるかということとは、9月までには答えを出して、何らかの報告をします。

議会だより100号によせて

議会だより100号の発行を心からお祝い申し上げますとともに、議会広報常任委員会を中心に発行に携わった議員の皆さまのご努力に深く敬意を表します。

さて議会だよりは、町民のみなさんに議会という場をより身近に感じていただき、こういった議論がされているのか知っていたいただくための重要な情報ツールであります。カラーページを多用した冊子の構成や、町ホームページに電子データを掲載するなど、町民の皆さんに便利に見ていただけるような進化を続けておられるのではないのでしょうか。時代の流れに合わせ、100号を通過点に更なる発展をご期待申し上げます。

今後も町と議会が車の両輪となって、住民福祉の向上のための建設的な議論をお願いするとともに、豊郷町議会の益々のご発展を祈念申し上げます。

豊郷町長 伊藤 定勉

6月議会の予定

- 6月3日(水) 開会
- 6月5日(金) 一般質問
- 6月8日(月) 予算決算常任委員会
- 6月9日(火) 総務建設常任委員会
- 6月10日(水) 文教民生常任委員会
- 6月16日(火) 再開

*時間はいつも9時からです。
*傍聴は誰でもできます。お気軽にお越し下さい。議場は3階です。



【書記】横畝 莉生奈

今年度より書記に任命されました。
どうぞよろしく願いたします。

編集後記



暦の上では夏となり、夏の兆しがみえる季節となりました。

私は、皆様からの厳粛な信任を受けたその日から、「ひと、まち、未来が輝く豊郷に！」を掲げ、子育て支援の充実・安心して暮らせるまちづくり・待機児童「ゼロ」を柱として議員活動に励んで参りました。

議会だよりは、今回で100号の発行を迎え、これまでご支援下さいました読者の皆様には、感謝でしかありません。改めましてお礼申し上げます。

議会だよりは、議案審議内容を掲載し、議会では何を審議しているのかを議会広報常任委員が、校正や編集を重ねて発行しています。

ぜひ、お読みいただけることを願っています。

最後になりますが、皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

議会広報常任委員会

副委員長 辻本 勇

議会広報常任委員会

【委員長】

西 澤 博 一

【副委員長】

辻 本 勇

【委員】

河 合 勇 幸 一 康

前 田 広 善 貴

村 岸 長 谷 川

長 谷 川 貴 貴